

令和 8 年度介護職員等処遇改善手当支給計画書

1. 毎月の変動での介護職員への手当支給（旧処遇改善手当同様）

○（土）（日）（祝）勤務割増手当 1 回 5,000 円（8 時間未満 2,500 円）

○早出・遅出勤務割増手当（早出 7 時までに勤務開始・遅出 10 時 30 分以降の勤務開始）1 回 1,000 円

毎月の固定での介護職員等への手当支給

○資格手当（常勤介護福祉士月 15,000 円 常勤介護福祉士以外有資格者月 10,000 円 非常勤月 5,000 円 他職種月 10,000～30,000 円）○役職手当（月 1,000 円～60,000 円）

2.1.以外での介護職員等への手当支給○年末年始割増手当（12/31～1/3）1 回 4,000 円○給与支給のなかでの医療費及び現物支給で体調管理としての福利厚生手当（協力病院等保険内治療診察代（薬代含む）・健保協会健診一般健診費・腰痛ベルト、靴代等）

3.毎月のベースアップ手当（旧ベースアップ手当同様）○常勤介護職員月 15,000 円～33,000 円・介護職員以外の常勤職員及び非常勤介護職員で社会保険加入者月 8,000 円～15,000 円・非常勤介護職員で社会保険未加入の者及び介護職員以外の非常勤職員（用務・送迎・宿直除く）月 4,500 円～7,000 円*収入により変動有り

4.賞与上乗せ手当（旧特定処遇改善手当同様）A.経験技能のある介護職員（介護経験トータル 7 年以上もしくはリーダー職以上の介護福祉士）1 回約 80,000 円 B. A 以外の介護職員 1 回約 40,000 円 C. その他職員（用務・送迎・宿直除く）1 回約 20,000 円*収入により変動有り・社会保険未加入の職員は半額の支給とする・前半下期賞与、後半翌上期賞与支給

5.4.以外の評価による賞与・給与等上乗せ手当の支給

6.夜間待機割増し手当（看護）1,000 円／回

7. 上記支給分に関わる社会保険料法人負担分を含める